

議員の倫理規定に関する決定

国民議会常任評議会

- 憲法
 - 議員の資格に関する法律
 - 政党に関する法律
 - 国民議会の内部規定
 - 国民議会の長及び構成を選ぶ 2013 年 9 月 24 日のフェーズ 5 第 1 回会議の結果
 - 国民議会議長の 2017 年 3 月 6 日付け保証承認
 - 国民議会の法・司法委員会の 2018 年 5 月 4 日付け報告書
 - 国民議会の常任評議会の 2018 年 3 月 22 日付け決定
- を参照した。

第 1 条

任期中における職務遂行の権利と自由の枠の下、全ての議員は、憲法、議員の資格に関する法律、正当に関する法律、国民議会の内部規定を遵守し、以下の倫理規定に従う。

- 1 議員は、勇気と献身的な意思を有し、民主主義と複数政党自由制に基づく国家の結合を強化するために団結し、人々の権利を尊重し、法を堅く遵守する。
- 2 その地位の活動において、議員は、直接間接を問わず、国家や国民の利益に影響を与えるいかなる行動にも関与しない。議員は、国家と国民の利益を優先する。個人的な利益より一般的な利益が優先される。
- 3 議員は、任期中、その職務を果たすため、いかなる個人や外国からのいかなる金銭的、物質的及び精神的な束縛なしに、自由と独立を有する。
- 4 議員は、議会に出席し、対話及び意見表明の文化を守り、堅く責任感ある精神で国民議会の任務を共同する義務がある。
- 5 議員は、尊厳、道徳性及び倫理性を保ち、その職務と義務を尊重する。
- 6 議員は、いかなる状況においても、提供者への手助けと交換に、物質的、金銭的及び精神的ないかなる利益も受けず、又は同意せず、高潔を維持する。
- 7 議員は、いかなる利害関係のある紛争から離れて、常に正直さを有する。

- 8 議員は、横柄であってはならず、常に普通で寛大である。
- 9 国民の代表として、全ての議員は、個人や家族のため、又は一族や仲間のため、国家の利益を私的に使わないと決意する。

第2条

この決定は、署名の日から効力を生じる。

プノンペン、2018年5月22日

国民議会議長

署名及び押印

Samdach Heng Samrin